

空家等の適正な管理及び活用の推進に関する協定書

一関市（以下「甲」という。）と一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会一関支部（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、空家等の発生の未然防止、適正な管理及び活用・流通等の総合的な対策を進めることにより、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを一層推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲と乙は、この協定の目的を達成するため、相互の連携・協力の下に次に掲げる事項のうち実施可能な範囲内の事項に取り組むものとする。

- (1) 空家の発生予防、空家等の管理の適正化のための意識啓発に関すること
- (2) 空家等の所有者等に対する相談事業に関すること
- (3) 空家等の流通・活用の促進に関すること
- (4) 空家等の権利関係の整理に関すること
- (5) 空家等の跡地活用に関すること
- (6) 空家等の対策に必要な情報の共有及び発信に関すること
- (7) その他、この協定の目的達成のため必要な事項

（甲が主体となって取り組む事項）

第4条 甲は、市内に所在する空家等の所有者等から前条の取組に関する相談を受けた場合は乙を紹介するものとする。

2 甲は、前条の取組事項の実施にあたり、乙から空家等の情報の提供を求められたときは、所有者等の同意を得て、乙に空家等の情報を提供するものとする。

3 甲は、前条の取組事項の実施にあたって、市の広報紙、公式ホームページ等による周知

に努めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙は、乙が主催する相談業務において、空家等の所有者等に対する相談を実施するよう努めるものとする。また、甲が開催する相談会に積極的に協力するものとする。

2 乙は、第3条に掲げる取組事項、及びその他空家等の対策に関する情報等について、その構成員に周知等を行うよう努めるものとする。

（秘密の保持）

第6条 乙及び乙の会員は、第3条に規定する業務を通じて知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いづれからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から1年間これを延長することとし、以後も同様とする。

2 協定の有効期間中に協定を解除する場合は、解除の1か月前までに相手方に申し出を行うものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成 29 年 12 月 1 日

甲 一関市竹山町7-2
一関市

一関市長

勝 部 修



乙 一関市中里字白幡 68-1
一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会一関支部

支部長

金木 木

